

太田市立宝泉中学校「学校いじめ防止基本方針」

第1 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響とその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止のための対策を行う。

第2 学校の実態把握

① いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、おこりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等は、誰もが経験することである。また、傍観者の存在にも注意を払い、集団全体でいじめを許容しない雰囲気形成が必要である。

② 学校の実態

本校には、ほとんどの生徒が2校の小学校から入学してくる。生徒にとって、中学校1年生での人間関係が学校生活に影響する傾向があり、入学当初の人間関係づくりが重要である。学習環境や学習内容の変化とともに人間関係でのトラブルも不登校やいじめの主な要因の1つとなっている。

本校では、生徒の実態把握の取組として、生活ノートを通した生徒とのやり取りから学校生活の気になる生徒に声をかけたり、「学校生活アンケート」（毎月1回）や「C&S アンケート調査」（1,2学期）を実施したりしている。

第3 いじめ防止の取組（未然防止）

1 授業改善に関する取組

①「わかる」「楽しい」授業

○「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」という、生徒指導の三つの機能を活かした授業づくりに全教職員で取り組む。

○一つのことをやりきれる時間を保障し、学習に対する達成感・成就感を育てる。

○学習に遅れがちな生徒も活躍できる場を設ける。

②「信頼関係」のある授業

○生徒の発言や頑張り、良さを多面的に認める。

○生徒同士で互いに意見交流させながら認め合える場を設定する。

○授業中の正答以外の発言や、自分と異なる意見などについても、そこから学ぶ姿勢や態度を育てる。

2 生徒の友人関係・集団づくり、社会性育成などを目的にした取組

①各学級担任は、学級内の望ましい人間関係づくりに努めるとともに、一人一人の生徒が互いのよさを認め合う環境づくりに取り組んでいく。

②道徳や学級活動等の特別活動を通じて、規範意識や集団の在り方等についての学習を深めさせていくようにする。

③道徳の授業をととして、生徒の自己肯定感を高める。すべての教育活動において、道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育成していく。

④学校行事の中で、協力したり協調したりすることを学習しながら、人とよりよく関わる力を身に付けさせるようにしていく。

3 いじめに関する学習の取組

①道徳の時間

○規範意識、友情、思いやり、寛容、誠実、公正公平、親切、勇気など、いじめの未然防止に関連した様々な道徳的価値について生徒がじっくりと考えを深められるようする。

②学級活動

- いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の方法等について話し合い、学級全体による集団決定や一人一人の自己決定を経て、いじめ防止へ向けた具体的な取組を実践する。
- 話し合いの議題の選定から司会までをすべての生徒に経験させ、いじめにつながるような学級の諸問題を自分たちで解決していこうとする自発的・自治的な能力を育てる。

③先進的な取組をしている学校から学ぶ

- いじめ防止フォーラム、太田市いじめ防止こども会議への参加

4 いじめをなくすための生徒会の取組

- アンケート結果などを基にして、生徒がいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止につながるような取組を推進する。
- ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受け、自校の学年および学級のいじめ防止スローガンやいじめ0宣言を決定し、学校全体として統一した取組を進める。

5 保護者や地域に対する啓発の取組

①学校の様子を積極的に発信

- 学校だよりやホームページを利用し、学校の様子を常に発信していく。
- 保護者だけでなく、地域の自治会、健全育成団体、民生委員等とも生徒の様子を定期的に情報交換していく。
- 保護者や地域の方がいじめにつながるような事案を学校に伝えることができるように保護者や地域の方に挨拶を行うと共に、些細なことでも、生徒の様子で気になることがあった場合、学校に連絡をするように依頼する。

②家庭・地域との連携

- 地域ボランティアやお年寄りとの交流などの活動を通して、生徒の自己有用感を高める。
- 日々の連携の積み重ねが、円滑で適切な「緊急時の連携」に結びつくことを理解できるようにする。

③関係機関との連携

- 警察等の関係機関とは、何か問題が起きてから連絡するのではなく、非行防止教室など未然防止の視点からも連携を図っていく。

第4 早期発見の取組

Ⅰ 生徒の些細な変化に気づく取組

①教師と生徒との日常の交流をとおした発見

- 生活ノートにおけるかかわりやチャンス相談、休み時間や昼休み、放課後等の接する機会に、気になる様子に目を配る。

②複数の教員の目による発見

- 多くの教職員が様々な教育活動(複数担任制など)を通して生徒にかかわることにより、発見の機会を多くする。
- 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、生徒のトイレを利用したりすることを、気になる場面の発見につなげる。
- 休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行う。

③アンケート調査

- 悩み事を含めた「いじめに関するアンケート調査」を学校全体で計画的に取り組む。(毎月)
- アンケートは、「記名式」だけでなく、「無記名式」も取り入れ現在起きているいじめに対応できるようにする。

④教育相談をとおした把握

- 学校全体として定期的な面談の実施や、生徒が希望をする時には面談ができる体制を整える。面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等、より専門的な立場からの助言を得る。

⑤生徒会が主体となった取組

- 生徒会活動の中で、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援する。

⑥学級内の人間関係の客観的な把握

- 「学級の雰囲気と自己肯定感を把握する質問紙」(C&S 質問紙)を活用し、教師の間の情報交換や調査による点検を行う。

⑦家庭、地域との連携

- 生徒指導担当やスクールカウンセラー、相談員等への相談の申し込み方法を周知する。
- 関係機関(いじめ・生徒指導相談室、市町村や警察の相談機関等)へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
- 「いじめ一報制」により、組織としていじめを把握し、早期対応に努める。**

2 気づいた情報を確実に共有する取組

①把握した事実や課題を速やかに校長・教頭・生徒指導主事に報告・連絡・相談する。

②定期的に情報交換する機会をつくる。

- 運営委員会の開催
- 生徒指導委員会・教育相談部会の開催
- スクールカウンセラーだよりの発行
- 学年会の開催(毎朝・毎月・随時)

3 情報に基づき、速やかに対応する取組

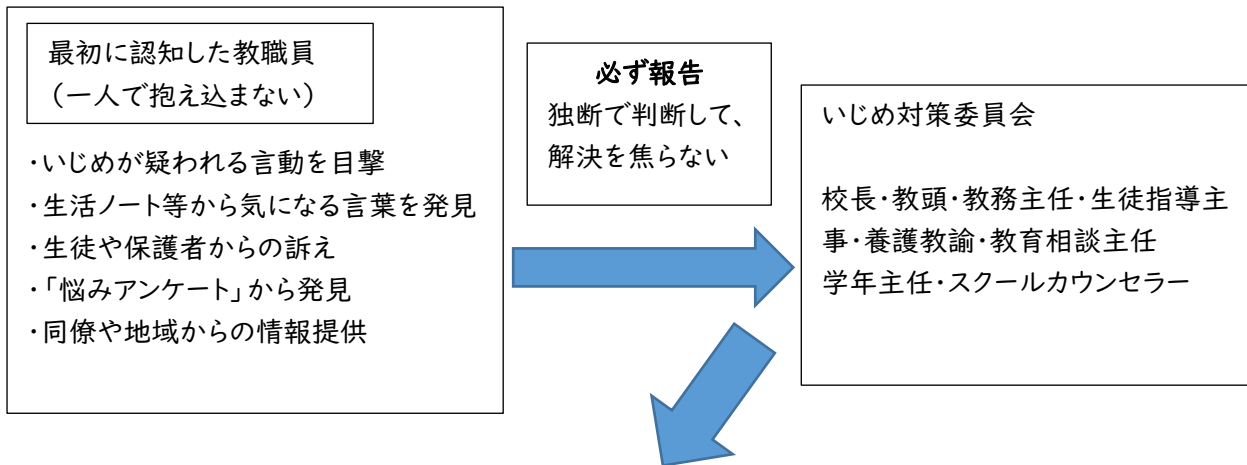
①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- けんかやふざけ合ひであっても生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- 学校として特に配慮が必要な生徒(障害のある生徒、外国籍の生徒)について特性を踏まえた適切な支援を行う。
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確な関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ぐに、校長、教頭、学年主任、生徒指導主事等に報告する。
- 校長は、直ちにいじめ対策委員会を招集し、情報を共有する。
- その後、いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 事実確認の結果は、校長が太田市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- いじめを犯罪行為として認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく太田警察署と相談して対処する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに太田警察署に通報し、適切な援助を求める。

第5 いじめに対する措置

I いじめの発見から解決までの指導の流れ

①いじめの情報(気になる情報)の収集



②対応方針の決定・役割分担

- 情報の整理
 - ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の特徴
- 対応方針
 - ・緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- 役割分担
 - ・被害者からの事情聴取と支援担当 ・ 加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・周囲の生徒と全体への指導担当 ・ 保護者への対応担当
 - ・関係機関への対応担当

③事実の究明と支援・指導

- 事実の究明
 - いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

生徒への指導・支援

- ・いじめられた生徒…寄り添える支援体制
- ・いじめた生徒…行為の責任を自覚させ、いじめに向かわせない力を育む。
- ・傍観者…自分の問題として捉えさせ、知らせる勇気を伝える。

保護者との連携

- ・つながりのある教職員を中心に、即日関係する生徒(被害・加害とも)への家庭訪問等を行い、事実関係を伝える。また今後の学校として、連携の在り方について話し合う。

2 いじめの被害者、その保護者への支援

【基本的な姿勢】

- 加害、被害の状況を確認しながらいかなる理由があっても、徹底していじめられている生徒の味方になる。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、生徒が話しやすい場を設定し、対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、相談しやすい先生へ、いつでも相談できることを伝える。

【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業・学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

【保護者への対応】

- 事実が明らかになった時点で、速やかに電話連絡、学校での面談、家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。

3 加害生徒、その保護者への助言

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- 行為の善悪をしっかりと理解させ、反省できるようにし、謝罪へとつなげる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
- 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- 指導内容を保護者に伝え、保護者と連携していく。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

【保護者への対応】

- 事情聴取後、生徒を送り届けながら電話連絡、学校での面談、家庭訪問等を行い、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
- 相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

○事実を認めなかったり、うちの子どもはいじめ加害の中心人物ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。

4 いじめを見ていた生徒への働きかけ

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等の集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る大切な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲で、はやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

5 関係機関との連携

- 深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、相談所、医療機関等の連携が不可欠であるので、日頃から関係機関との連携を深めておく。

6 いじめ解消の判断

いじめ解消の判断は以下の2つの要件をもっていじめ解消を判断する。

- ①少なくとも3ヶ月間、いじめが止んでいること。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

第6 いじめ防止対策の組織

1 目的

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、<いじめ対策委員会>で情報を共有し、組織的に対応していく必要がある。なお、このいじめ対策委員会は、医師、学校評議員、人権擁護委員等、外部の専門家等が参加して、より重大な事態への対応の母体となる。

2 組織の構成

校長・教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

3 役割

- ①いじめの未然防止に向けた取組に関すること
- ②いじめの早期発見のための取組に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめに関する教職員研修、生徒向け講習会等に関すること
- <開催>定例開催・・・学期に1度回開催し、いじめ未然防止に努める。**
緊急開催・・・いじめ事案発生時に開催し、その対処に努める。
- ⑤いじめ防止等の取組についてPDCAサイクルでの検証に関すること**

4 役割に応じた対応

①校長・教頭

- 学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮すること
- 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成すること
- 学校だよりで、学校のいじめ防止等の取組について家庭、地域に情報発信すること

②教務主任

- 生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理を行う。

③生徒指導主事

- いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解を図る。
- いじめ問題に関する情報収集と記録を行う。
- 関係機関との連絡・調整を行う。
- <いじめ対策委員会>をリードする。

④学年主任

- いじめに関する学年の状況報告、アンケートの集約等を行う。
- いじめ防止活動についての学年の取り組みを提案、報告する。

⑤教育相談主任

- 教育相談実施状況の報告を行う。
- 気になる生徒への対応の提案を行う。
- スクールカウンセラーとの調整役となり、相談計画の提案等を行う。

⑥養護教諭

- 保健室における相談状況等の報告を行う。
- 保健室の活用についての提案を行う。

⑦スクールカウンセラー

- 加害・被害生徒や保護者への対応、学校の相談態勢等へのアセスメントを行う。

5 年間計画の策定 (PDCAサイクル)

いじめ防止についての活動内容	
P	<p>【1学期】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 いじめ防止基本方針の確認 2 いじめ防止対策の年間計画の確認 <p>「生活アンケート」の実施について いじめ対策委員会について 生徒会からの「いじめ防止年間計画」について 全教職員対象のいじめ問題対策研修会(年間3回)について等</p>
D	<p>【1~3学期】</p> <p><生徒></p> <p>各学級づくり、学級ルールづくり あいさつ運動(生徒会、学級委員会)週朝1回 情報モラル講習会(5月) いじめ防止フォーラム、いじめ防止子ども会議への参加(8月・1月) 人権集中学習、人権標語づくり(11月~12月) 行事をとおした人間関係づくり(修学旅行、体育祭、卒業式等) 生活アンケートの実施(毎月)</p> <p><保護者></p> <p>授業参観・懇談会・学校開放(各学期) 年度当初に「いじめ防止基本方針」を学校HPに掲載する。 保護者との教育相談(8・11月) 学校評価アンケート(7・12月)</p> <p><教職員></p> <p>いじめ問題対策研修会(7・12・2月) 職員会議での生徒指導情報交換(いじめ問題も)(毎月) 学校評価アンケート(7・12月) 学校評議委員会情報交換会(5・2月) 学校警察連絡協議会(各学期)</p>
C	<p>【1~3学期】 各実施行事の反省の集約</p> <p>【3学期】 年度の反省及び修正(各部会、職員会議等の開催)</p>
A	<p>【3学期】 次年度取組の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次年度のいじめ防止基本方針について 2 次年度のいじめ防止対策の年間計画の確認 <p>「生活アンケート」の実施について いじめ対策委員会について 生徒会からの「いじめ防止年間計画」について 全教職員対象のいじめ問題対策研修会(年間3回)について等</p>

第7 インターネット上のいじめへの取組

インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、保護者と連携をとりながら生徒の情報モラルの向上に努める。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて、警察等の専門機関と連携して対応していく。

1 いじめ防止の取組（未然防止）

①情報モラル教育の推進

○インターネットを安全かつ効果的に利用するために、次の4つのメディアリテラシーを生徒が身に付けられるよう、各教科等で計画的に取り組む。

- ・判断力・・・利用するサイトが安全か、危険かを判断する力
- ・自制力・・・どんなサイトか見てみたい、試してみたいという気持ちに負けない力
- ・責任能力・・・インターネット上での自分の言動に責任を持つ力
- ・想像力・・・未然に危険を予想・予測したり、相手を傷つけていないかを考えたりする力

②講習会等の活用

○群馬県中学校非行防止プログラム

群馬県中学校非行防止プログラム2「ケータイ・スマホ等のトラブルについて考えよう」を使用し、発達段階、学級の実態に応じて活用する。

○携帯・インターネット問題講習会

教職員が、インターネット端末からの問題の未然防止を図るための講習会を各学校で開催できるように、学校非公式サイトやプロフィールサイト、ゲームサイト等のモニタリングについての理解を図るための講習会（県教委主催）に参加する。

○情報モラル講習会の活用

青少年の健全育成を図るため、情報社会の現状と犯罪被害等の特徴を生徒等に知らせ、考えさせることにより、問題行動等の未然防止を図る講習会を行う。あわせて、保護者にも情報モラルの周知・徹底を図る。

2 早期発見の取組

○ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

- ・必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。

○早期発見の観点から、学校の設置者と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどネット上のトラブルの早期発見に努める。

○法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても保護者や生徒に周知する。

3 いじめに対する措置

第5いじめに対する措置に同じ

第8 重大事態への対処

1 重大事態の認識

- ① 重大事態が発生した場合は、速やかにその旨を、太田市教育委員会に報告する。

〈重大事態〉

- いじめによる生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(生徒が自殺を企図した場合等)
 - いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手する)
- ※生徒や保護者から重大事態の申し出があった場合も、重大事態が発生したものとする。

2 組織としての対応(調査・報告等)

- ① 太田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

〈構成員〉いじめ対策委員会を母体とし、事態の性質に応じて、適切な専門家を加える。

※校医・学校評議委員代表・人権擁護委員等

- ② 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

この調査は、太田市教育委員会の指導及び支援を得て行うものとする。

○いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

・いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

○いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

- ③ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。この情報提供は、太田市教育委員会の指導及び支援を得て行うものとする。

○学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する。

○質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

○必要に応じて、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。